

ネット信用取引 取扱規定

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(規定の趣旨)

- 第1条 この規定は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定申込された証券口座で行われるオンライントレードを利用した取引およびそれに付随する業務の取扱いのうち、特に信用取引（以下「ネット信用取引」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。
- 2 お客さまは、ネット信用取引を利用するにあたって、本規定によるほか、関係法令・諸規則、証券取引約款およびオンライントレード・テレフォントレード利用規定等の当社各規定等を遵守するものとします。

(ネット信用取引口座開設の申込み)

- 第2条 お客さまは、以下の要件をすべて満たし、ネット信用取引の節度ある利用が行える場合に、ネット信用取引に関する口座（以下「ネット信用取引口座」といいます。）開設の申込みを行うことができます。
- (1) 当社の証券総合口座を開設している個人のお客さまであること
 - (2) 当社オンライントレード・テレフォントレードを利用いただいております、かつオンライントレード電子交付サービスを利用いただいておりますこと
 - (3) 口座開設時の申込み時点で年齢が満18歳以上80歳未満であること
 - (4) 電話および電子メールで常に連絡が取れること
 - (5) 勤務先が金融商品取引法に定める登録金融機関でないこと
 - (6) 当社にて信用取引（対面）、先物・オプション取引口座を開設されていないこと
 - (7) お申込みの段階で他社を含めた金融資産を300万円以上保有しており、財産的危殆の状況にないこと
 - (8) 株式現物取引または株式信用取引のご経験が1年以上あり、信用取引に関する知識があること
 - (9) 信用取引におけるリスクをご自身で理解のうえ、資金性格・投資期間・投資目的にあったお取引をいただけること
- 2 ネット信用取引口座開設に必要な書類の交付およびお客さまからの差入れについては、すべて電磁的な方法により行うものとします。
- 3 当社が、第1項の要件および当社が定める基準によりネット信用取引口座開設の可否を審査し、お客さまが、信用取引の制度、信用取引のリスクを理解し、「本取扱規定」、「信用取引（ネット信用取引）の契約締結前交付書面」「信用取引口座設定約諾書」「個人情報に関する同意書」の内容を理解し、承諾いただくことを当社が確認した場合に限り、お客さまはネット信用取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、ネット信用取引口座が開設できない場合にも、当社はお客さまにその理由を開示しないものとします。
- 4 ネット信用取引口座を開設されると、現物を含む国内金融商品取引所上場の株式等については、全てオンライントレードによる受注となり、営業店での受注は原則できなくなるものとします。ただし、新株予約権付社債、新株予約権付証券等や募集・売出、立会外分売、VWAP等のお客さまが直接取引所に発注されない注文については、営業店での受注とします。
- 5 ネット信用取引口座を開設されると、ボイストレードのサービスは受けられなくなるも

のとします。

(取引の種類)

第3条 お客さまがネット信用取引を行える有価証券および取引の種類は、当社が定めるものとします。

(取扱数量)

第4条 お客さまがネット信用取引により有価証券の買付または売付の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。

(対象銘柄)

第5条 お客さまがネット信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。

- 2 第1項の規定に関わらず、金融商品取引所および証券金融会社等が信用取引の制限または禁止措置を行っている銘柄および当社がネット信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

(注文方法)

第6条 ネット信用取引にかかる注文等については、原則としてインターネット上で当社が提供する取引サイト、または当社が提供する専用のソフトウェアを通じてのみ受注するものとします。

(規制銘柄注文の失効)

第7条 お客さまの取引注文について、第5条第2項が適用された注文については、失効されるものとします。

(建玉金額の制限および注文発注金額の制限)

第8条 ネット信用取引による建玉金額の上限は、当社が定めるものとします。

(委託保証金)

第9条 委託保証金は、ネット信用取引の新規買付もしくは売付する注文に先立って、当社に差し入れるものとします。

- 2 第1項の委託保証金は金銭により差し入れるものとします（以下、金銭による委託保証金を「現金保証金」といいます）。ただし、当社が指定する有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします（以下、代用有価証券も含めて「委託保証金」といいます）。
- 3 代用有価証券の委託保証金への換算については、当社が定めるものとします。

(代用有価証券の取扱)

第10条 当社指定の有価証券は原則全て代用有価証券として取扱います。お客さまが指定することはできません。ただし、お客さまが内部者に該当する株式は除外します。また、金融商品取引所からの通知に従いまたは当社判断で、お客さまに通知することなく代用有価証券から除外する場合があります。なお、第2条第4項ただし書で定める営業店による注文により保有している有価証券は、取引日の翌営業日から代用有価証券として取扱います。

(現物株式の取引数量)

第 11 条 お客さまが現金保証金により、第 2 条第 4 項本文で定めるオンライントレードによる国内金融商品取引所上場の現物株式の買付の取引注文を行える数量は、現金保証金にて第 1 3 条第 1 項に定める委託保証金率を維持できる範囲内とし、買付後は代用有価証券として取り扱います。

(委託保証金の額)

第 12 条 委託保証金の額は、建玉金額の 30% (委託保証金率) とします。また、その額が 30 万円に満たない場合は、30 万円とします。また、建玉金額の 10% 以上は現金によるものとします。ただし、金融商品取引所、証券金融会社等または当社が、委託保証金率の規制または変更を行った銘柄については、この限りではありません。

- 2 前項の委託保証金の額は、金融商品取引所および証券金融会社等の規制もしくは制度の変更または当社の判断により変更することがあります。

(委託保証金の維持)

第 13 条 お客さまは、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した委託保証金の、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した建玉金額に対する委託保証金率を維持するものとします。

- 2 前項の委託保証金率が 30% もしくは委託保証金の額が 30 万円を下回っている場合は、委託保証金からお預り金への振替、新規の買建てもしくは売建ては行えないものとします。

(委託保証金の維持率)

第 14 条 委託保証金の最低維持率は 25% とします。ただし、金融商品取引所、証券金融会社等または当社が、規制もしくは制度に従いまたは当社の判断により変更を行った銘柄については、この限りではありません。

- 2 委託保証金が第 1 項の最低維持率を下回った場合は、お客さまは下回った日の翌々営業日の正午までに、前条に定める委託保証金率を維持するために必要な額の追加の委託保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。委託保証金の差し入れは、①お客さまの信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差し入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉の反対売買による返済とします。委託保証金の差し入れのために信用建玉を反対売買された場合、反対売買いただいた信用建玉金額の 30% の金額を不足額へ充当するものとします。
- 3 お客さまが第 2 項の所定の日時まで追加保証金を差し入れなかった場合には、お客さまは期限の利益を喪失し、当社はお客さまに通知することなく、お客さまの口座における全未決済建玉を当社の任意でお客さまの計算により反対売買することができ、その際損失が発生しかつ不足分が発生した場合には、代用有価証券をお客さまの計算により当社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- 4 お客さまが新たに委託保証金の差し入れを行うことが困難であると当社が判断した場合、当社はお客さまの取引注文を任意に取消しを行うことができるものとします。
- 5 第 3 項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客さまは当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

(決済指示)

第 15 条 お客さまは、ネット信用取引を行う場合、その建玉について必ず当社所定の期日までに

当社に対して反対売買または品受もしくは品渡の指示を行うものとしします。

- 2 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・減資・株式分割等の措置がとられた場合、第1項の期日は、当社が定める期日に変更できるものとしします。
- 3 前項の他、建玉の銘柄について、当社が必要と判断した場合、当社は、第1項の期日を当社が定める日に変更できるものとしします。ただし、この場合、緊急かつやむを得ない場合を除き、当社は一定の催告期間を設け、お客さまに対し事前の通知を行うものとしします。
- 4 お客さまがネット信用取引の建玉を保有したまま海外に居住されていることが判明した場合には、ネット信用取引の期日を当社が定める期日に変更できるものとしします。
- 5 第2項から第4項の定めにより期日が当社の定める期日に変更となった場合、お客さまは当社が定める期日までに反対売買または品受もしくは品渡を行うものとしします。
- 6 前各項に関わらず、お客さまが当社が定める期日までに反対売買または品受もしくは品渡を行わなかった場合は、当社は当該期日当日または当社が任意で定める日に、お客さまに通知することなく、当社の任意でお客さまの計算において当該建玉の反対売買が行えるものとしします。
- 7 お客さまが死亡または判断能力を喪失された場合、または取引の継続が困難であると当社が認めた場合、お客さまはネット信用取引に係る債務について期限の利益を失い、当社はお客さまの口座においてお客さまの計算ですべてのネット信用取引の建玉を任意に反対売買または品受もしくは品渡を行えるものとしします。

(不足金)

第16条 取引、決済等による不足金が発生した場合、お客さまは当社に対して速やかにその額に相当する金銭を当社所定の期日までに差し入れるものとしします。

- 2 当社所定の期日までに差し入れがない場合、お客さまは期限の利益を失い、当社はお客さまに通知することなく、お客さまの建玉、代用有価証券をお客さまの計算により当社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとしします。

(お預り金等の取扱)

第17条 委託保証金の差入れをお預り金等より充当する場合については、差入れおよびその換金をお客さまよりご指示いただくこととなります。

- 2 ネット信用取引と現物取引の売買による受渡代金は、同一日に合算して、余剰があれば委託保証金に振替をし、不足額があれば、委託保証金から引出可能の金額から自動で振替を行います。
- 3 差し入れた現金保証金を引出す場合については、その引出しをお客さまよりご指示いただくこととなります。代用有価証券を委託保証金より引き出す場合は、第13条第1項に記載する委託保証金率を維持できる範囲に限ります。その範囲を超える引出しとなる場合には、超過金額分について当日中に金銭または有価証券を委託保証金として差し入れるものとしします。
- 4 信用建取引および保証金代用証券の売却により委託保証金の不足が生じる場合、もしくは不足が生じる可能性がある場合、および追加の委託保証金の差入れが生じる場合、もしくは差入れが生じる可能性がある場合、当社はお客さまに通知することなく、お客さまの計算においてお預り金等を、不足分または差額分に充当することができるものとしします。

(委託保証金等の状況の確認)

第 18 条 お客さまは、建株がある場合には、日々、利用可能時間内にオンライントレードのご利用またはコールセンターへのお問合せにより、ご自身で委託保証金不足の発生等の状況を確認するものとします。

- 2 お客さまが前項に規定する委託保証金不足の発生等の状況の確認を怠ったことにより生じたお客さまの損害について、当社は一切の責めを負わないものとします。

(債務不履行)

第 19 条 お客さまが所定の時限を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客さまに通知することなく、お客さまの建玉、代用有価証券および証券口座の有価証券をお客さまの計算により当社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。またこの場合、当社はお客さまの注文を任意で取消を行うことができるものとします。

2. お客さまが債務を履行しない場合、当社は証券業協会または金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(信用取引手数料)

第 20 条 ネット信用取引にかかる手数料は、当社が定めるものとします。

(信用取引管理費)

第 21 条 当社はネット信用取引にかかる未決済建玉に対して、当社所定の信用取引管理費を徴収いたします。

(信用取引名義書換料、その他費用等)

第 22 条 当社はネット信用取引にかかる未決済建玉に対して、所定の信用取引名義書換料、その他費用等を徴収いたします。なお、信用取引名義書換料は、建玉銘柄の本決算・中間決算・権利処理を伴う臨時株主総会等の場合に徴収いたします。

(信用取引金利)

第 23 条 ネット信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

(品貸料)

第 24 条 ネット信用取引に関する品貸料（逆日歩）は所定の基準により定めるものとします。

(貸株料)

第 25 条 ネット信用取引に関する貸株料は、当社が定めるものとします。

(申込事項等の変更)

第 26 条 お客さまは、口座開設申込書の記載事項等に変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

(ネット信用取引利用の制限・停止・解除)

第 27 条 お客さまが、関係法令・諸規則等、本規定を含む当社各規定、「信用取引口座設定約諾書」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客さまのネット信用取引のご利用を制限、停止またはネット信用取引口座を解除することができるものとします。

- 2 登録されている連絡先電話番号が不通となりご連絡が取れない場合や登録されている E メールアドレスが不着となり、ご連絡がとれない場合等、当社の判断により、新たに連絡先が登録されるまで取引を制限させていただく場合があります。
- 3 75歳以上のお客さまについては、当社からご連絡し、お客さまのご理解の状況や健康状態により、当社判断で新規注文を制限させていただく場合がございます。また、80歳以上のお客さまについては、一律で信用取引の新規建注文を制限させていただきます。
- 4 次の(1)に該当する場合、ネット信用取引口座は解除されます。また(2)に該当する場合、当社はネット信用取引口座を解除できるものとします。
 - (1) お客さまが当社所定の手続きにて、当社へネット信用取引口座の解約を申し出た場合。ただし、お客さまのネット信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。
 - (2) お客さまが、すべての建玉を反対売買または品受もしくは品渡されてから新たにネット信用取引を行わないまま、もしくはネット信用取引口座を開設されてからネット信用取引を行わないまま1年を経過した場合
- 5 解除手続きのために、当社はお客さまの未約定の取引注文を任意で取消しを行うこと、またお客さまの取引を制限することができるものとします。

(免責事項)

- 第28条 やむを得ない事由により、当社はネット信用取引に関するサービス(以下「本サービス」といいます。)の提供を中止または本サービスの内容を変更することがあります。この場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
- 2 本サービスの提供に関し、当社の故意または重大な過失による場合を除き、お客さままたは第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
 - 3 お客さまの過失等により生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。また、かかる場合において当社に生じた費用等はお客さまが負担するものとします。

(準拠法・合意管轄)

- 第29条 本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関しお客さまと当社との間で生ずるすべての訴訟について、東京地方裁判所を専属的第一審裁判所とします。

(規定の変更等)

- 第30条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2022年4月